

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件（案）」について（概要）

1. 改正の趣旨

○ 現在、一号特定技能外国人として働く外国人介護職員（以下「特定技能介護職員」という。）については、利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務（以下「訪問系サービス」という。）への従事が認められていないところ、令和6年6月に公表した「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」の中間まとめにおいて、「外国人介護人材の訪問系サービスの従事については、日本人同様に介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提に、ケアの質や権利保護等の観点から…事業者に対して一定の事項について遵守を求め、当該事項を適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めるべき」との提言がされたことを踏まえ、特定技能介護職員が従事可能な業務の範囲について見直しを行う。

2. 改正の概要

○ 特定技能介護職員を受け入れる事業所が以下の要件を遵守し、実務経験等を有する一号特定技能外国人のみを当該業務に従事させ、かつ、一号特定技能外国人を当該業務に従事させること等について事業所が利用者等に対する説明を行う場合には、当該事業所の特定技能介護職員が訪問系サービスへ従事しても差し支えないこととする。

- ① 一号特定技能外国人に対し、訪問系サービスの基本事項、生活支援技術、利用者等とのコミュニケーション並びに日本の生活様式その他当該業務に必要な知識及び技能を習得させる講習を行うこと。
- ② 一号特定技能外国人が訪問系サービスに従事する際、従事し始めた時から当該一号特定技能外国人が当該サービスの提供を一人で適切に行うことができるものと認められるまでの一定期間、当該サービスの提供に係る責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと。
- ③ 一号特定技能外国人が従事する訪問系サービスの内容等に関して、当該一号特定技能外国人に対して丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、従事させる業務の具体的な内容、当該一号特定技能外国人の将来におけるキャリアの目標並びにそれらに対して事業所が行う支援の内容その他必要な事項を記載したキャリアアップ計画を作成すること。
- ④ 一号特定技能外国人が訪問系サービスに従事する現場において受けるハラスメント等を防止するため、当該ハラスメントに関する相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずること。
- ⑤ 一号特定技能外国人が訪問系サービスに従事する現場において不測の事態が発生し

た場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他の必要な環境整備を行うこと。

- また、一号特定技能外国人を受け入れる事業所の要件の1つとして、介護分野における特定技能協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることを新たに規定する。
- その他、所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第13号

4. 適用期日等

告示日：令和7年4月（予定）

適用期日：告示の日から適用する。